
令和3年 第1回臨時会

上富良野町議会会議録

令和3年1月29日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（1 月 2 9 日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第 1 2 1 条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算(第 1 4 号))	2
○日程第 4 議案第 2 号 令和 2 年度上富良野町一般会計補正予算(第 1 5 号)	2
○日程第 5 議案第 3 号 令和 2 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	6
○日程第 6 議案第 4 号 南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R 2 国債)請負契 約の締結について	6
○日程第 7 閉会中の継続調査申し出について	6
○閉 会 宣 告	1 5

令和3年第1回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第14号))	1月29日	承認可決
2	令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第15号)	1月29日	原案可決
3	令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	1月29日	原案可決
4	南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約の 締結について	1月29日	原案可決
	閉会中の継続調査申し出について	1月29日	原案可決

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
第 2 会期の決定について 11月30日 1日間
第 3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第14号））
第 4 議案第2号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）
第 5 議案第3号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
第 6 議案第4号 南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R2国債）請負契約の締結について
第 7 閉会中の継続調査申し出について
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 元井晴奈君 | 2番 | 北條隆男君 |
| 3番 | 高松克年君 | 4番 | 中瀬実君 |
| 5番 | 金子益三君 | 6番 | 中澤良隆君 |
| 7番 | 米沢義英君 | 8番 | 荒生博一君 |
| 9番 | 佐藤大輔君 | 10番 | 今村辰義君 |
| 11番 | 小林啓太君 | 12番 | 小田島久尚君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | 14番 | 村上和子君 |
-

○欠席議員（0名）

○遅参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 町長 | 斉藤繁君 | 副町長 | 石田昭彦君 |
| 総務課長 | 宮下正美君 | 企画商工観光課長 | 佐藤雅喜君 |
| 町民生活課長 | 星野耕司君 | 保健福祉課長 | 鈴木真弓君 |
| 建設水道課長 | 狩野寿志君 | | |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 深山悟君 | 次長 | 飯村明史君 |
| 主事 | 真鍋莉奈君 | | |

午前10時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣言・開議宣言

○議長(村上和子君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。

これより令和3年第1回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ちまして、斉藤町長が就任後初めての議会ということであり、議会の先例に基づき、御挨拶の申し出がございましたので、発言を許したいと思えます。

町長、斉藤繁君。

○町長(斉藤 繁君) 皆さんおはようございます。

議長の許可を得まして、皆様方に町長就任の御挨拶をさせていただきたいと思えます。

まず、北條議員におかれましては、先の町議会議員補欠選挙において御当選されましたこと、心よりお喜び申し上げます。よろしく願いいたします。

さて、私事ではございますが、先に行われました上富良野町長選挙において多くの皆様方の御支援、御支持を賜り、向山前町長の後任として町長に就任させていただきました。何分にもまだ若輩でありますので、御指導、御鞭撻を賜りますよう何卒よろしく願いいたします。

この度の年末年始は、先に北海道知事などからのメッセージがあったとおり、静かな年末年始となりました。世界では依然として新型コロナウイルスの猛威にさらされておきまして、一方では、欧米でワクチン接種が始まるなど明るい兆しも見え始めてきております。我が国におきましても全国的な新型コロナウイルスの感染拡大が大きな影響を落とし、緊急事態宣言の発令に伴う不要不急の外出の自粛、時短営業、また、医療機関のひっ迫など、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼしております。ワクチンの接種も間もなく開始される予定ではありますが、ある程度時間を費やしますのでまだまだ不自由な生活を強いられる、マスクを外した通常の生活に戻るまでは、まだ時間がかかるのではないかと感じております。

我が町におきましても、商工観光業を中心として非常に大きな影響を受け、町においてもこれまで様々な経済対策を行ってきました。短期的にはこの新型コロナウイルス対策が緊急の課題だと認識しております。中長期的な課題といたしましては、人口減少と少子高齢化への対応、対策が今日的な課題となってきているかと思えます。

加えて地方におきましては、過疎化が大きな問題となってきております。人口の都市への移動により地方経済も最近では活力を失い、地方自治体を取り巻く状況は財政的にも人的にも非常に厳しいものとなってきております。人口減少の局面において、いかに町に活気、活力を維持するかが非常に重要なことだと考えております。町の活力のバロメーターは人口と言ってもいいかもしれません。町の三本柱は農業、商工観光業、そして自衛隊と位置付けられております。この三本柱を強固なものにするため、老若男女問わずすべての人々が能力を発揮するため、そしてこの町に住んでもらえるようにするために、就労の機会はもちろんのことですが、子育てから教育までの充実。また、高齢者の方々には安心していつまでもこの町に住んでもらうための施策が必要だと考えております。

農業、雇用、医療、福祉、子育て、子育て支援など個々の施策が一つ一つがまとまり有効に機能し、また、相互に補完し将来の町づくりへと進んでいくことが大切ではないかと考えております。

我が町上富良野は十勝岳の恵みをはじめ、農業、駐屯地の所在などその潜在力は決して低くないはずで、町の活性化のために私は有効と考えられる様々な施策をぜひ行っていきたいと考えております。この後困難はいくつもあるかと思いますが、ぜひ議会の皆様方の御支援、御支持、御協力を賜りながら活気のある安心して暮らせる町づくりのため全力で立ち向かう決意でございます。

様々な所信につきましては、後日述べさせていただく機会があるかと思いますが、この度の町長の就任に際し一言御挨拶申し上げ、特段の御支援、御協力を重ねて申し上げて御挨拶とさせていただきます。

何卒よろしく願いいたします。

○議長(村上和子君) 私からも一言申し上げさせていただきます。

斉藤町長におかれましては、激戦を交わされ初当選、御当選されましたことおめでとうございます。上富良野町を町民の声を多く取り入れた未来をつくりたいという熱い想いで町長選に望まれ、多くの町民の支持を得て町長になられたわけでございますので、今までと違った上富良野町の発信により色々と課題もございますが、加えて今コロナ禍の中であって苦難でございます。何と言いましても人口減少、誰もが若者の定着、子育てしやすい町、更には誰もが安心してやはり上富良野町に住んでよかったと感じられる町に私ども議会といたしましても二元代表制としてしっかり議論を交わし、共に確かな未来づくりに汗を流してまいりたいと存じておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議会を代表いたしまして、斉藤町長就任にあたり一言

申し上げます。ありがとうございました。
どうぞよろしくお願いいたします。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(村上和子君) 次に議会運営等諸般の報告をいただきます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本臨時会は、1月26日に告示され、同日議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりであります。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案4件であり、議案第4号につきましては、本日議案を配布させていただきましたところであります。

本臨時会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(村上和子君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

1番 元井晴奈君

2番 北條隆男君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思ます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

暫時休憩といたします。

午前 10時09分 休憩

午前 10時10分 再開

○議長(村上和子君) 暫時休憩を解きます。

◎日程第3 議案第1号

○議長(村上和子君) 日程第3 議案第1号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第14号))を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま上程いただきました議案第1号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第14号))につきまして、専決処分した要旨について御説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対策の重要な施策として、国が主導的役割を担って進めている、新型コロナウイルスワクチンの接種体制・流通体制の構築に関し、市町村が担当することとなる住民への予防接種準備事務を進めるために要する費用、及び都道府県が実施する医療従事者等の優先接種者に係る接種費用について、補正予算を調製し、1月18日付けで専決処分を行ったところであります。

そのようなことから、地方自治法の規定により予算の内容を議会へ報告するとともに、承認を賜りたく、本議案を上程するものであります。

なお、住民の方々への接種に要する費用等については、今後の国・北海道の通知・指導によりまして適切な時期に、改めて追加補正予算の措置を講じて対応して参ります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第1号をごらんください。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

記。

処分事項、令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第14号)。

裏面をごらんください。

専決処分書。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算(第14号)を地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年1月18日。

上富良野町長 斉藤繁。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）。

令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ352万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億6,307万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

14款国庫支出金352万7,000円。

歳入合計、352万7,000円。

2、歳出。

2款総務費6万5,000円。

4款衛生費346万2,000円。

歳出合計、352万7,000円。

以上で、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号について質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 専決ではございますが、ちょっと内容について確認の意味で質問させていただきたいと思っております。

先ほど事前にかかれまして協議会の中においても、る丁寧な御説明ありましたが、まずこれ国である程度、接種優先順位等につきましては厳格な決め事の中であるというふうに伺っております。お伺いしたいのが医療従事者が北海道が主体ということで実施をして行うというところはわかるのですが、町内においてもその他の基礎疾患を有する者であったり、高齢者の方、高齢者施設で従事する方というところで二番的な順位が付いているのですが、今国の方でもいわゆる一部要望書のようなものが上がっているとも聞いておりますが、訪問看護のスタッフの方であったりとか、訪問ヘルパーのような居

宅サービスに関わります医療介護従事者については、この優先順位についてまだ上位に上がってきていない現状があるというふう聞いております。

お伺いしたいのは、上富良野町においてもそういった訪問看護であったり、訪問ヘルパーであったりということに従事されている方多くいらっしゃると思いますが、そういった方についての優先順位というものが上富良野町としては決めることができ、例えば上位にあげることができるのか、それともあくまでも国の方で決めた高齢者、それから基礎疾患、高齢者施設で従事する者、60歳～64歳、そして59歳というこの順番が変えられないのかどうかというところがまず一点。

それと、副反応についても同僚議員の方から先ほど質疑ありまして、お答えいただいたところなのですが、接種後に十分にお休みしていただく小部屋をつくって観察をするというところでありまして、一番心配されますのは重篤な副反応でありますアナフィラキシーショックというのが、統計によりますと100万人に11人とか非常に少ない数字にはなっていますが、0ではないということでありまして。

それでお聞きしたいのが、上富良野町においてそのような副反応の重篤なアナフィラキシーショックが仮に出た場合の対応のマニュアルであったりとか、そういった副反応の接種者が出たときに対応する訓練のマニュアル等々というのは作られているのか。また、それに想定した訓練というのをを行うのかどうかを合わせてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の今回のワクチンの接種対象者の優先順位につきましては、資料の方でも御説明させていただいたように国から示された優先順位について町としても遵守するような形を今進めているところでございます。御質問にありました、訪問看護ステーションのスタッフ並びに訪問系のサービスを提供している介護員等につきましては今現在、各事業所特に訪問看護ステーションについては事業団という財団がございますので、そちらの方にも今確認を行っているところでございますが、今回国が示されている基準の中には、まず、新型コロナウイルス感染に関わる患者さんに直接関わる方を優先するというのが優先順位の第一位でございます。ですから、基本的に発熱と在宅で療養が安定している方については医療従事者等の中には含まれていないというのが当初の国の考え方にはあったというふうにお伺いしています。ただ、議員御質

問のとおり、やはり皆さん日々の状態が変化しておりますので、そういうリスクがあるのではないかとということで要望が上がっているのも私も情報は入手しているところでございますが、まだそちらの方については、道並びに国に要望というか確認等を町としてもきちっとしていかなければいけないと考えております。町としましては、先ほどのこの優先順位のもの考え方がある程度きちっと整理したうえで、各事業所に対しまして丁寧の説明をして、皆様にワクチンの接種に対しての町の今のスケジュール等につきましては、今後、事業所等の皆様に説明をしていくような機会を設けさせていただこうと思っております。ですから、現在の状況では私どもの町の方で認知しているのは、③番のところに位置づけされているというふうに現在のところは確認しています。これからもしも順位が、先ほど申し上げましたとおり国の方でもその方向性についてきちっと示されたときに順位が上がれば、上がった形での町の対応は考えていきたいと考えております。

次に副反応に対しての町としてのマニュアルにつきましては、まだ現在、国・道の方からもそれに対してのマニュアル等の指示は直接はまだ出ていません。しかしこれは、やはり各対応としましては必要なことでございますので、これについてもきちっと情報は確認をしていくことと、うちの町で接種をすることになっています。各自治体でやらなければならない対応になりますので、これは医療機関も含めて町として十分協議をして迅速な対応を進めるように準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 2点御質問させていただきたいと思っております。

1点目は町長にお伺いしたいと思うのですが、まだワクチンが正式に認可を受けていない今、先ほど課長の方からも説明があったようにワクチン大丈夫なのかどうかと聞かれても、正直必ず大丈夫だと町の方で言える状況にはないというのは理解しているのですが、もし今後、認可されるのが前提として今動いていますので、いざ認可降った後には町としてはやはり町民の方に100パーセント受けてもらえるようなことを目指すのか、それともあくまでも個人の意思に任せてワクチンの接種を促すのか、これによって町としてのスタンスによって、例えば予約したのに来てくれない方とか、実際案内を送っているのに当日現れなかった方に再度案内するのかとか、その辺のことにも関わってくると思うので、町としてはワクチン接種に対してどの程度の熱量で町民に訴えていくの

かというスタンスに対してお伺いしたいと思っております。

2点目に関しては、担当課長にこれは国策にも関わることなので、もしかしたらご存知であればお伺いしたいのですが、ワクチンを接種するかしないかによって、その後仮に感染した場合にワクチンを接種していなかったら、その後感染しても医療機関を受ける際に保険が適用されるのかされないのかとか、ワクチンを接種するかしないかによってその後医療機関を受ける際の対応が変わるのかどうかをもし知っていればお伺いしたいと思っております。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 11番小林議員の1点目の御質問にお答えをしたいと思います。

基本的に感染防止をしっかりと進めていこうという国策のもとで進められておりますので、町においても当然最終的な御判断はそれぞれお一人お一人が御判断いただくことについてそれを強制するものではありませんが、多くの皆さんに接種いただくようにしっかりと精進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番小林議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、接種した方しない方でその後の対応に医療が受けられる受けられないような、そのような罰則みたいなものは想定はしていないと考えております。これはあくまでも皆様に感染症予防対策として、国民の皆様が国が国策として進めるものでございますので、やはり皆さんがこの新型コロナに感染して重症化する。また、高齢者だけじゃなくて若い方でも後遺症が残るとかいろんな発症事例が国内で生じておりますので、多くの全国民の皆様がこのワクチンを接種して免疫力をつけていただいて、もしかかったとしても今後開発される治療薬で完治できるような体制を国は望んでいらっしゃるというふうに私どもは資料で読み込んでございますので、これについて接種するしないで何か言い訳されるようなことの方策はされることではないことだと思います。これは国民としてきちっとするしないは、副町長が先ほど申し上げたとおり、あくまでもそれは強制ではありませんので、あくまで御本人の同意のもと接種をしていただくように町としては皆様に御案内をしていく所存でございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いたします。

今回の予算というのはあくまでも接種対象者、いわゆる医療従事者等を対象にした予算だということですね。同時に合わせて今後、接種対象者が国の優先順位に基づ

いて、高齢者や一般の方も含めたそういった案内等に関わる予算が今回計上されてきていることという抑えでいいのか。まず確認したいと思います。

それともう一つ同僚の議員もおっしゃいましたが、こういう状況の中でいろいろと優先順位の問題で多くの団体や業界からもこれはどうなんだという話が出て、やはり福祉関係者のいわゆる教育、学校だとか保育所関係等のこういった従事する方々の接種等の優先順位については、今の担当課長の話ですとなかなかこの範囲には入ってこないという状況になっておりますが、こういった部分に対してはどのような考えが国の方であるのか確認したいと思います。

もう一点お伺いしたいのが、今後多くの方に一般町民に対象が広がりますが、あくまでも期間内にこの予防接種を全員の方に受けてほしいということの前提で、受ける受けないというのは本人の判断になるという形の話だということで確認させていただきます。同時に今後、こういう状況の中で例えば高齢者施設等で入所されてる方、で自分の判断で接種が受けられるかどうかわからない、案内送られてもそういった案内がわからないという形になるかというふうに思いますが、おそらくそういった施設に入所されている方というのは、おそらく施設とのやり取りの中で対応されるのかなというふうに思いますが、この点確認しておきたいと思います。

それとこのワクチンの接種については、同僚の議員もおっしゃっていましたがこれはどのメーカーを選ぶかどうかというのは本人が選択できるのかどうか、この点もう一度確認しておきたいというふうに思います。

今後、このワクチン接種にあたっては、人員の確保等が多くの課題が出てきております。この人員の確保等という点についての目途と、いわゆる保存する器具等とこれがきちっと担保されるのか。万が一、民間の医療機関に委託した場合、こういった部分に対する国からの補助、なんらかの担保されるのかどうかそういったものも含めて御答弁お願いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問にお答えします。

基本的な部分だけちょっと私の方から説明させていただきたいと思いますが、まず、予算の上程の内容でございますけれども、基本的にワクチン接種に向けた体制を整えなければなりませんので、そのための費用ということで国から示された上限額について、今回まずそれらの補正予算を立てさせていただきました。それから接種にあたる費用につきましては、1月18日時点で国の方から通知としていただいていた内容で、医療従事者が年度内

に受ける可能性があるというような情報でありましたので、まずその分を接種費として見込んだものであります。前段、協議会の中でも総務課長の方からも説明がありましたが、それ以降の接種分については必要な予算を補正予算上程させていただき、例えば3月の定例会の会期中に一定程度情報等がつかめた中で必要なものを上程させていただき、繰越明許費を設定する中で新しい年度にそういった事業を行なっていくような、そういった形で取り進めていくことがそういうような予定で今描いているところであります。

また、そのいろいろな保育所の先生方とかいろいろな方がいらっしゃいますので、そういう人たちの優先順位については、今国の方でも色々と協議がなされているということがあると思いますが、すべてそれらについてはワクチンの供給量によりますので、供給が間に合わないのにそういう人たちを優先順位にすることができるのかという問題があるかと思えます。基本的にはリスクの高い人をどのような形で順位をつけていくのかということは、これはうちの町でこういう人たちに先に打たせようという事は、なかなか判断できることではないというふうに思っていますので、ワクチンの供給量に沿ってそういうことが国策の中で進められていくのかなというふうに理解しておりますので、そこはぜひ御理解をいただければと思います。

あと、それぞれの点については担当課長の方から御答弁をいただきます。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

5点の質問の中で、副町長の方から前段の2点についての御答弁をいただきましたので、私の方からはその他の質問に対してお答えさせていただきます。

まず、実際に高齢者施設等でのワクチンの接種につきましては、実際に本人の判断ができない方が多くいらっしゃるのとは私ども町としても認識しております。まず、施設入所者の方につきましては、施設とそれぞれ情報連携をしまして、施設の方から親族等にきちっと情報提供していただいてワクチンの接種を希望されるのかどうか、そこについては十分施設との連携によって進めていくことになろうかと思えます。あわせて長期入院者、各上富良野町に住所を持っていても他の居住地でお住いの方が多く町にいらっしゃいますことから、そこにはきちっとした丁寧な説明を進めていきたいと考えております。

次に、ワクチンの接種の選択でございますが、今国は3種類のワクチンについて予定をしているというふうに聞いておりますが、現在私どもが入手している情報につき

ましては、アメリカからのファイザー社ということで今準備を進めるように国から通知を受けておりますので、本人の希望によるワクチンの接種ということは、国としては予定はされていないというふうに聞いております。また、このワクチン接種はどこかの自治体が早くてどこかの自治体が遅いということではなくて、全国一斉にという準備で進めるということで今回は冷蔵庫、保管箱、ワクチン接種に関わる医療キッド、これをすべて国の方が用意をしてワクチンの量に応じたセットが各自治体に配布されるということになっていますので、今回の予防接種の費用につきましては、あくまでも医療機関に払う職員の手間賃ということで聞いておりますので、かなり金額が安い金額となっておりますが、ワクチンに関わる消耗品は国の方での提供ということで確認をさせていただいています。

最後に人員確保でございます。人員につきましては、ただいま町立病院を中心にこれから町内の医療機関とも連携していきますが、これまでもワクチン接種は国の方ではインフルエンザ、高齢者の肺炎球菌、子ども達についても様々な予防接種等を実施しております。ただ、町におきましては、町立病院が乳幼児については子どもに接種、高齢者につきましては民間にも御協力いただいておりますので、これは医師会並びに各医療機関とはきちっと情報連携をして、どの時点で各医院で接種の体制を整えるのかは十分協議したうえで対応していきたいと思っております。なお、医療機関への補助というのは今現在国の政策の中では入っていない。きちっとこの接種費用の中で賄えるように協議をしてほしいということでの指示になっているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

8番 荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 先ほど全員協議会でひと通り接種会場の御説明をいただいた中で、対象はやはりかみんになるということで動線等々の説明がありましたが、これだけ例えば接種の対象者が順番に受けていただく中で、高齢者が一定程度数があり、また、必ず2回接種が義務付けられた中でまずお聞きしたいのが、一日のかみんでの受け入れの上限、それから先ほどの御説明では医療従事者の接種にあたる人員の確保については、対象はやはり午後の時間帯が考えられるという御説明をいただきましたが、例えば午後1時からその対象者をその上限の中で行う場合、時間的な目途、例えば午後6時までというようなシミュレーションができていますのか。また、これは土曜日曜日関係なく行えるのか。

あと、最後に全体的に対象者すべてに接種を2回完了

した終了時期の目途、例えば6月末とか決まっている事項があれば確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 8番 荒生議員の質問にお答えさせていただきます。

まず、接種会場は現在上富良野町としましては集団接種を基本とし保健福祉総合センターかみんを予定させていただいています。接種機関につきましては、町立病院ということで進めさせていただいています。1日の受け入れ人数につきましては、先ほど事前に御説明させていただいた町立病院も診療を持っておりますので、午後の時間帯の特定の曜日における接種の可能ということで今協議をしているところでございまして、1日あたりは一応200人以内、時間帯は午後ですので1時から概ね5時。そこで夜の接種、または土日祝日の対応はどうかというところについては要件等ということで、病院側からはなかなかそこは勤務のシフトのこともあるので、緊急も救急も受け入れてますのでそのところについては、要協議ということで今のところはまだ回答はいただいているものではございません。現在のところは1日約200人以内、あと午後の時間帯であること、終了時期はそれを案として今協議をしているところでございまして、3月の下旬から一回目は概ね4月の中旬くらいまで、2回目は4月の中旬から5月の中旬くらいまでで2回の接種を終わらしていくようなイメージを今町としては医療機関と調整をさせていただいているところでございます。ただこれもワクチンがきちっとどの時期に届くのか、そして皆様に案内してきちっと利用を調整してこの時からスタートするということがきちっと明確にわからなければ、まだ今の段階では医療機関と協議中でございますので、これについてはまた今後の議会への説明の機会をいただければと思います。

今の現在の状況はその様な形で進めております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

6番 中澤良隆君

○6番（中澤良隆君） 今回の会場の関係で若干確認をしたいと思っておりますけれども、先日川崎の方でシミュレーションというかワクチン接種の観察が行われました。そうした時に、物理的に言って打つ方は5分以内くらいで打たさるけれども、先ほどの説明で15分から30分観察をしなければならぬということになれば、人数は後の方が多と思うんですね。その時に先ほど言った多目的ホールで問診とそれから接種をして、観察は会議室となると反対のような感じもしてお聞きしてたんですがそこらへんどのようにお考えかを確認したいと思います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 6番中澤議員の質問にお答えします。

予防接種会場の設営と動線でございますが、今現在は先ほど申し上げたようなシミュレーションで町立病院とも協議をしているところでございますが、私もスタッフに指示しているのは、人だまりはまず予診票のところと受付です。受付はホールでやるのですけれども、実際の接種は先生との問診をした後の接種ですので時間は多くはかからないけれども、その後の観察に時間を要することから、この会場の仕切りはもう少し検討しなければいけないのかということで指示はしています。ただ現在、町立病院との協議の中ではそのような事前に説明した形のシミュレーションで実は打ち合わせをしているというふうに聞いていましたので、そのように御説明申し上げましたが、議員おっしゃるとおりそのような方についてはきちんと解決できるように対応は進めてまいります。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第14号）は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（村上和子君） 議案第2号 令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から報告及び提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） ただいま上程いただきました、議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

1点目は、これまで新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業のうち、誘客促進事業として進めておりました宿泊割引事業について、本年2月末までを

事業期間としていたところではありますが、国のGOTOトラベルキャンペーン事業の一時停止、緊急事態宣言の発令によりまして、事業継続が困難となったことから当該事業を終了として、その不用額を減額補正するとともに、当該事業終了の影響を受けることとなる宿泊施設に対して、新たな支援金交付事業を実施するために要する費用について、所要額の補正をお願いするものであります。

また、臨時交付金の財源調整として、臨時交付金の一部を光ファイバー整備に充当替えることから、当該光ファイバー整備事業の地方債限度額についても、あわせて減額補正するものであります。

2点目は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を受けて実施しております、町の児童福祉サービス事業における感染症対策資機材の整備に関し、執行残予算を有効に活用するため、所要の補正をするものであります。

3点目は、クリーンセンターの焼却設備について、薬品噴霧ノズルの劣化により能力低下がみられることから、その交換・調整に要する費用について、所要の補正をするものであります。

4点目は、除排雪に関する費用について、今冬期において12月に入り近年最大の積雪量を記録し、当初計画日数を上回る執行状況となっており、今後の除排雪作業予算の不足が見込まれることから所要の補正をするものであります。

5点目は、公共下水道事業特別会計への繰出について、後ほど上程を予定しております公共下水道事業特別会計補正予算での職員給与増額補正に伴い、一般会計で負担すべき費用の所要の補正をお願いするものであります。

以上申し上げました各事業の必要な財源については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び緊急包括支援交付金を充当するとともに、財源調整により、不足する額1,570万6,000円については、予備費を充当し、補正予算を調製したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号をごらんください。

令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）。令和2年度上富良野町の一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ270万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それ

それ92億6,037万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

21款町債270万円の減。

歳入合計、270万円の減。

2、歳出。

2款総務費0円。

3款民生費0円。

4款衛生費238万7,000円。

7款商工費690万円の減。

8款土木費1,751万9,000円。

12款予備費1,570万6,000円。

歳出合計、270万円の減。

2ページをごらんください。

第2表、地方債補正についてですが、高度無線環境整備推進事業については、前段の概要で申し上げました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の変更に伴い、財源調整として交付金充当額を増額したことから、予定している地方債の限度額を減額するものであります。

以上で、議案第2号令和2年度上富良野町一般会計の補正予算(第15号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから議案第2号について、質疑に入ります。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) 14ページ7款商工費、観光誘客促進支援事業でありますけれども、1,000万円減額補正となっておりますが、これは7月からの宿泊割引事業の事業終了に伴う補正ですけれども、この宿泊割引事業の実績をみますと執行率が町外の宿泊割で46パーセント、町民が町内に宿泊する町民割は23パーセントと50パーセントにも届いていない実績となっております、その執行残の1,000万円を補正ですけれどもこの予算と実績の乖離についてはどのように捉えているのかお聞きしま

す。

また、特に町民が町内の宿泊施設に宿泊する町民割については、利用者が非常に少なかったことについては原因はコロナと言えればそれまでなんですけれども、コロナによりGOTOが停止になったことなど以外に、例えば住民周知等にも問題はなかったのかお聞きします。

○議長(村上和子君) 企画商工観光長、答弁。

○企画商工観光課長(佐藤雅喜君) 1番元井議員の御質問にお答えさせていただきと思います。

執行率4割程度ということで、我が町の観光の入込数・・・最初の予算を観光協会の方からどの程度必要かということをお相談して、最初の予算を定めますけれども観光協会の方で捉えている去年の実績、そういったものを考慮して一定程度そこからこれくらい目減りするだろうというようなものをかけて当初の予算を立て、宿泊数を割り出したというような予算の立て方でした。うちの方の観光の時に秋の動向というのは、夏の観光が終わった後に紅葉のシーズンで11月がちょっとたるんで12月1月は書き入れ時と。それから、スキーのお客様というようなのが我が町の宿泊の大きなものだというふうに伺っております。そういった中で、11月までは本来たるむところだったんですけれども、それがGOTOも停止になってませんでしたので、施設によっては前年の月日で100を超えるようなところもあったんですけれども、12月にこの締めが入ったとたんキャンセルは当たり前のようにありますけれども、それ以上に予約すらも全くない。ほぼほぼ0になったようなところもあったというふうに伺っております。そういったことから長い期間ですけれどもちょうど一番ピークになる部分、そういったところのGOTOの停止というのがこれだけの影響にもものすごくあったのかなというような考えであります。

次に、町民割につきましては、町内の方が町内の宿泊を利用するという制度でございます。そもそもの割り当てもたいへん少ない金額ではあったんですけれども、実際、旅館ごとに温泉ごとにそういったPRチラシなどを入れていただいて、そういった努力によって町民の宿泊を誘導してきたところですが、やはりどうしても子守り、家族単位であれば大丈夫ですよ、町内であれば移動も少ないですよというPRもしたことはしたんですけれども、やはりそれがあまりきちんと浸透しなかったという面は否めないのかなと思っております。実際はわざわざ延べで38泊ということですから、これについて、わざわざ遠くでもないのに泊まってお金を使ってということまで至らなかった部分については、ちょっと反省といいますか制度上の問題、それからそれぞれの旅館、一生懸命努力していただいたんですけれども、そういった部分がち

よっと届かなかったのかなというふうな分析をしているところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 課長に確認いたします。この関連質問ということで。

宿泊施設支援交付金事業ということで17の宿泊施設に対する支援ということで認識してよろしいですか。

○議長（村上和子君） 企画商工観光長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 10番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

17の宿泊施設というのはあらかじめ観光協会の割引の制度にきちんと載ってた施設ということで、それらの方々の本来続けなければならない補助事業がGOTOの停止や何かをもって途中でできてしまったということで、その17の方々、本来であればもし宿泊があればもらえたものが止めておりますので、そういった部分に対しての支給事業に切り替えたということで、あらかじめ宿泊割引に手を挙げて参加していただいた旅館ホテル等が17施設あったということで理解いただきたいと思います。

○議長（村上和子君） 10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 宿泊施設ということで、私が質問したいのはこれからなんですけれども、宿泊業いろんな関連な商業とか農業とか食料品とか物品を納入していると思うんですよ。その業者たちも非常に打撃を受けているだろうということは想像に難くないと思います。町としても地産地消ということもPRしていますので、結構町内の個人業者、商工業等の物品を納入するところも該当しているのではなからうかというふうに思っています。それで今回は、宿泊施設に対する予算なんですけれども、今後そういった他に打撃を受けているの方々に対する支援というものを計画しているかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 10番今村議員の御質問にお答えいたします。

コロナ感染症対策ということで、これまでも様々な形で経済対策を打ってまいりました。国においても昨日、第3次の補正予算が成立いたしましたして特に19兆1千億円の第3次補正予算が確立されました。こちらの中にも地方創生の臨時交付金が1兆5千億円というふうな形でされておりますので、また、こういうものがどのような形で配分されるのかまだ詳細は周知されておられませんけれども、こういうようなものはまた、それぞれの地方の財源として活用できることも一定程度見込まれますので、どう

いうような形でどういうような支援策ができるのかということについては今後、検討していかなければならない課題かなというふうに思っております。今現在具体的なこういうものをしたいという案を具体的に持ち合わせているという状況ではございません。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 同じく今の商工のところに關わるところで御質問いたします。

今回、第二期のところがまさにGOTOトラベルの年末年始の中止、さらには11都府県の緊急事態宣言の発出によります不要不急の外出等の停止ということに伴って、我が町の観光施設であります宿泊業、これに大きな痛手がついたところでございます。お聞きしますと第一期の時は、相当利用率が高かったというふうに聞いておまして、第二期もこれからというところの矢先にこのようになってしまったというふうになっています。

それでお聞きしたいのが、宿泊業者、今回手あげをしたのが17施設ということでありまして、それらせっかくの予定したものがキャンセルしたということで町としても、一定程度のキャンセルに伴う減額分を補てんするという考え、これには否定する何もないんですが、本来でありますればキャンセルされなければ、全額がその施設にいわゆる売り上げとしてあがってくるところでございます。それがキャンセルになってしまうと、当然経費がかからないことも勘案したとしても今回、施設のいわゆる金額等々によって10万円から50万円の範囲の中で支援金を出すという計算方法になっておりましたが、本来であれば予算の執行率もしくは残額、助成予定額を鑑みますとキャンセル料の50パーセント程度の中で10万円から50万円の幅でそれぞれの施設でやっておりますけれども、この支給率というのはもうちょっと現状にあった実質額に近い金額での支援というのは本来望ましかったのではないのかというふうにお伺いしたいと思います。これがまず町でいうところの積算根拠に基づいた中で線を引いたということもわからないでもないんですが、やはりこの上富良野町の大きな産業でもあります観光に伴うそういった宿泊業に本当に困っているという声が上がっております。あてにしていた宿泊がほぼほぼ0になったというところで、相当困っているということもあるのではこの支給額にした基準というところが明確に教えていただきたいというふうにお聞きしております。

もう一点、この第一期から第二期に続くところで手あげをしたこの17業者についてのあくまでもGOTO並びに緊急事態宣言の発出による打撃の支援ということでございますが、本来であればこの宿泊業17施設以外に

も民泊を行っている業者、町内にもございます。観光資源ということで考えますと、それら大きな宿泊施設のみならず、民泊を行っているようなそういった業者にもコロナ関連の緊急対策の経済支援事業の一環とするのであれば、そこいら全体の上富良野町の宿泊業、民泊を含めた、そういったところにもこれら支援策を講じることが本来望ましかったのではないかとというふうに考えますが、この点はいかがでしょうか。御質問いたします。

○議長（村上和子君） 企画商工観光長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、当初予定していた金額、本来であればその額を全額入れてあげてもよろしいのではないですかと、金額を設定した基準を教えてくださいというようなことでございますけれども、たいへん色々観光協会の事業でございましたので、残高の方、色々観光協会と相談した中で規模がたいへん違う部分があって、なかなか残高をそのまま丸ごと100パーセントあげるというのもかなりの格差がつかまりました。それから、基本的に金子議員もおっしゃったようにキャンセルになって実際、経費的に泊まらなかったから浮く分もあるだろうと、そういったことも含めて当初割あったものの金額ではなくて、どれくらい使ったのかという残りの金額を基準にしましょうということまでは言ったわけです。あとは春先に40万と20万、面積とかベッド数に応じてやりましたけど基本的にそういった考えに近いものの方が、統一性がとれるのではないかとということも考えました。そういったことから、実質的に何がいくらで50万だと言われるようなものを積算したというわけではなくて残高に応じた段階的給付が望ましいのではないかと。下の方になると割り当て自体が10万円しか割り当ててないようなところもありますし、大きい方では何百万という割り当てのところもありますから、そういったものを段階的に修正していくためにはどの程度のレベルがいいのかなということを観光協会と話し合いながら、金額策定したということとございまして、実質細かい積算がこうということではないのが実態でございます。

それから、観光業全体での給付ということでございますけれども、今回先ほど申し上げましたように宿泊割についてしっかりとのついていた業者への補てんですよという話しました。現在、観光協会の方にも加入してないで、冬期間やなんか休業しているそういうような小さなところなどが数件あるそうですけれども、そういったところに関しましては基本的には観光協会の事業でしたので、その部分のところを基準に考えていきたいということとでございます。実際、他の宿泊業も含めて先ほど宿

泊業に納入している関連の業者もいろいろあるよということでございますけれども、この事業とは別に本来であれば全体でやるということであれば宿泊業だけじゃなくてそういった関連する業種も含めていろいろと検討していかなければならないものだと思いますので、今回については緊急的に、明らかに最初は宿泊割があてにされておりましたその事業者17社の方に対して、しっかりと打ち切った分のものを何とか交付したいという根拠に立っているということで御理解を賜りたいと思います。

○議長（村上和子君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） こういった支援金というのはなかなかきりがないとか上限がないのは私も理解するところではあります。ただ一方で、この緊急事態宣言が全国に発出されました春先の時というのは、今課長御答弁ありましたように宿泊業であればベッド数に応じた金額。飲食店であれば一律。」また、物販業そういったものであれば貸付業であれば面積に応じた金額ということでこれは過去にはもらっているんですけども、その時というのは例えば商工会に加盟していないそういった業者であっても、上富良野町全体の業者に一律で行ったという経緯もございます。ですから、これは私の主観になるところでございますが、本来であれば例えばこのコロナ禍によってインバウンドが0になったから、もう今年は閉めるしかないということでコロナそのものによって宿泊自体を断念した業者というのも聞いております。そういった中であれば、最初から17業者の町割には参加できないよといった業者も中にはありますし、参加したのもも実質0泊だったよというところの現状も今年も聞いております。ですからそういったところをしっかりと町の観光資源の大事な宿泊ベースなんだというところであれば、今回たまたま第一期から第二期に引き継いだところの中で、今回予算の執行残がある中でこういったキャンセル対応ということでこれは高く評価するところではございますが、できれば実情に応じたそういったものにするのか、もしくは町全体のそういった宿泊業のカバーする、そういうことができなかつたのかなということとちょっと残念に思いますが、今後において先ほど副町長の方からもこの国の第3次補正予算の中で、地方創生である程度まだ先の見えないお金が今後どうなるかというところで期待するところとございますが、もう一度お聞きしますが実情として宿泊業としては、本来もう少し入ってくるはずだったものが0になってしまって若干の支援があったということですが、実際の現場としてはこれでは足りないよというところが多々あったというふうに思いますがその辺の対応というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 5番金子議員の御質問にお答えします。

基本的な全体概要につきましては、先ほど担当課長がお答えしたとおりでございます。観光協会とも緊密に連携をとりながら、特に今回の宿泊割の部分については本町11月から2月の28日までの期間でこのような対応をとってまいりました。先ほど課長も御説明したように特に国のGOTOキャンペーンとも相まって、10月11月についてはかなり好調というようなことで個々のデータについては課長の方で持っておりますが、私も振興公社の社長として白銀荘も毎月毎月の状況報告をいただいております。白銀荘においても、4月5月については50パーセントくらいの売り上げであったものが、GOTOキャンペーンが始まって白銀荘自体は安い施設ですのでGOTO等や町の割引等の対象という施設ではございませんけれども、そういった施設であっても人がかなり動いたというようなことで10月11月については昨年とほぼ同額、最近の5年間の平均でいけば白銀荘においても10月では111パーセント程度、110パーセントを超えるようなそういうような入り込みというか売り上げがあったところであります。そういうことで町内の各宿泊施設においても、11月までは一時のかなり落ち込んだものをかなり回復できるようなそういう状況にありましたが、12月に入って非常に状況が悪くなってきたのは皆さんも御承知のとおりだと思います。そのような中でGOTOキャンペーンも12月28日に正式に止まったというようなことで、その以前から町内の宿泊施設もキャンセルの電話が鳴り続いたというようなことであります。事業としては継続することも可ということも考えられますけれども、観光協会からもこの事業を継続していても2月の28日までにこれをまた回復するような形での対応というのは非常に厳しいというようなことで、できればこの事業を参加いただいた方に給付のような形でそういうような考え方になることはできないかというような御相談も受けた中で、こういった事業に切り替えさせていただいたところでもあります。その給付額につきましてもどういう形がいいのかというようなことも観光協会と色々と協議をした中で、これを言っているかわかりませんが、例えば今の国の時短の要請についても、一人でやってる居酒屋も100人の従業員を抱えながらやってる飲食店も一日6万円という形の中で給付額が決まっております、この6万円がどういう積算で6万円かということも私たちわかりませんが、私たちが今回10万円から50万円までの段階での基準をつけさせていただきましたが、これらについ

てはその観光協会ですの事業として割り当てたその分を一定程度見込んだ中で、こういった基準額を観光協会と協議しながら決めさせていただいたということですのでぜひ御理解をいただければというふうに思います。金子議員がおっしゃっていたようなそういう考え方も、この事業に参加していなかったそういう業者もいたよねというようなことも、観光協会ともこういった形を御提案する中でもそういうことも御意見も交換させていただいた中でこのような形で今まとめさせていただいたということですので、金子議員の言っていることも私たちもそれを否定するものではありませんし、そういう考え方も当然あった中でそういうことを考慮しながら今回の提案にさせていただいているということで御理解いただければというふうに思います。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 12ページ、クリーンセンターの管理費の関係でちょっとお伺いをします。

今回、たまたまクリーンセンターのダイオキシン関係のところが出る関係の噴霧ノズルがちょっと調子が悪いということで補修をするということができております。この件に関しましては、クリーンセンター自体が経年劣化でいるんところが最近修理をしなければならぬというところができております。この噴霧ノズルにつきましては、A系B系の2つのノズルがあると思います。今回のいわゆるノズル補修は、A系B系2つのノズルを補修するということなのか一点。それからもし万が一、噴霧ノズルを交換、調節したとしてもまた交換、調整も必要とされるということの補足説明の資料になっておりますけれども、これらはもし、できればこういうようなことができればいいんですけども、これらを含めて一点目はこのA系B系2つの焼却ノズルの補修なのか。それからそれを補修したとしてもまた交換、調整が必要とされるということが考えられるのかそれを確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（星野耕司君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

まず、こちらのクリーンセンターの焼却設備のノズルの補修につきましては、A系B系の両方を今回補修することで設置されてから22年経過しております、その間この交換・補修は一度もやっていないということで両方今回交換するというところでございます。また、こちらの交換はノズルを新しいものに交換することにしておりますので、今回交換すれば今まで20年以上使用できたことから、今後、令和12年3月までクリーンセンタ

稼働させるという予定になっておりますが、その間今回交換すれば調整等は必要ないということで考えております。

以上であります。

○議長（村上和子君） 4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） 基本的にはそれが理想的だと思いますけど、ここの補足説明資料からいけば交換、調整も必要とされるというふうになっています。今の答弁、調整は必要ないというようなことだった。そうしたらこの文章はいらぬということになりますよ。

○議長（村上和子君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（星野耕司君） 4番中瀬議員の御質問にお答えいたします。

この補足説明資料に記載のとおり、薬務品の噴霧ノズル吹き出し能力が低下しているということで、噴霧ノズルの交換と調整が必要だということで今回この補正予算を上げさせていただいているところです。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

4番中瀬実君。

○4番（中瀬実君） そういったことで今後も当然、クリーンセンターは経年劣化の関係でいろいろと補修する部分が出てくる可能性がありますけれども、でき得れば補修の範囲が修理が安く済むような範囲で、当然やっておられると思いますけれども点検整備をきちっとやっていただいで修理、補修の金額を少しでも減らすような努力をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） 7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 宿泊支援事業についてお伺いたします。

町としても最善の努力を積みながら、状況に応じた支援金を交付するという状況になっております。そういった意味では非常にいろいろと現場も見ながら対応されているかというふうに思います。ただ、現状を聞きましたらある業者の方は、この間のいわゆるインバウンドで外国の方が来なくなったと。GOTOキャンペーンも中止になったという状況の中で、今後私たちの経営はどういう方向に向いていくのかということで本当に暗闇の中にあるような状況だという形の話でありました。

また同時に語られていたのは、雇用調整金持続化給付金等々、また、町のこういった交付金を活用しながら何とかしのいできたけども、今後やはりどうなるか不安だということでもあります。ですから、そういうことを考えた場合に借金をしながら業者の方はずっと営業を続けておまして、確かに町のこの交付金では有難いんだけど、

たいへん助かるとは思いますけれども、やはり同僚議員も述べられたように実情に応じた給付のあり方というものもきっちり検討しなければならぬのではないかというふうに思っておりますが、この点についてもう一度確認しておきたいと思っております。

同時に今、町のこの観光宿泊問わず危うい業種がやはりこの波を受けて苦境に立たされているという状況がありました。昨年の飲食業の支援金の中でも、対象から外れている業種の方も実際にいるわけでありまして。この17事業所以外にも大変な業種がいるわけですから、やはりそういったところにしっかり目を向けた支援策というのを行うべきだというふうに思いますが、再度確認いたします。確かに予算の範囲内で、この残金の範囲内でやっておりますが、事態が事態ですからやはりそれを越えた予算付けをしながら、そんなたくさんということにはならないと思っております。財源に限りもありますから、やはりそれなりの支援策を講ずるべきだというふうに思いますがこの点確認いたします。実際17事業所以外に合わせて何事業所があるのか総体的にお伺いいたします。

もう一つ訴えたいのは、やはり国が今延長されましたけども、持続化給付金やその他もろもろの雇用調整金も今後どうなるかわからないという状況にあります。実際、経営なされている方はそういうものを頼りにしながら営業を続けているわけですから、やはりそういった部分に対する国の支援策をもっと早く打ち出すような要望も既に自治体ではされていると思っておりますが、こういうものも含めて町の支援策と絡めながら町の業者の方の支援策がどうしても必要だと思っておりますが確認いたします。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長（石田昭彦君） 7番米沢議員の御質問に概要を御説明させていただきたいというふうに思います。

議員が御発言ありましたように、それぞれの事業の皆さんの実態に応じたそういうものにしっかりと対応できるような支援策を講ずるべきというような御発言でありました。当然、町においてもしっかりと対応できるもの、町の力に応じて対応できるものはしっかりと対応していくことが必要なんだろうというような考え方については、米沢議員と考え方を同じにしているところであります。しかしながら、できる力も町に持ち合わせている力も当然ございますので、そういう範疇でできるものをしっかりと検討してまいりたいというふうに思いますし、そのためにも国や北海道に応援いただくものはしっかりと応援してほしいということにつきましては、これまで町村会等を通じて国にもしっかりとそういう地域の実情を訴えていくことが大切なのかなというふうに思っております。

あと、町内の事業所等の数につきましては、今回の17事業以外での宿泊等のそういう業をなされている業者の数等については手元に情報を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただければというふうに思います。

○議長（村上和子君） 企画商工観光課長、答弁。

○企画商工観光課長（佐藤雅喜君） 7番米沢議員の御質問の宿泊業の数値ということでございますけれども、現在冬季間停止中等の施設も含め実際の数値として32程度、民泊的なものも含まっていると観光協会に入っていなかったりとか業態として多様になっておりまして、32から33という形で観光協会などの方で把握はしております。そのうち、今回宿泊割に参加していただいたのが17件ということでございます。

○議長（村上和子君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければこれをもって質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第2号令和2年度上富良野町一般会計補正予算（第15号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（村上和子君） 日程第5 議案第3号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（狩野寿志君） ただいま上程いただきました議案第3号 令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

原因につきましては、先日の第4回定例会におきまして公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決を賜りましたところ、超過減額が発覚いたしまして今回議案の補正予算を上程するものでございます。

議案第3号をお開きください。

議案第3号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）。

令和2年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億582万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを述べさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰入金169万7,000円。

歳入合計は169万7,000円であります。

2、歳出。

1款下水道事業費169万7,000円。

歳出合計、169万7,000円です。

このたびの事務の誤りによる不手際がございましてこのような事態をおこしたことを深くお詫び申し上げます。

以上で議案第3号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから議案第3号について、質疑に入ります。

なければ質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって議案第3号令和2年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第4号南部地区土砂流出対策工事（ベベルイ川）（R2国債）請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(狩野寿志君) ただいま上程いただきました、議案第4号 南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約締結の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本事業は、防衛省の委託工事により平成28年度に発生しました集中豪雨により演習場内のベベルイ川の流路工が被災し、土砂が流出したため護岸工及び護床工と魚道工復旧を行う工事で平成29年より継続実施しており、本工事の延長は366.29mとなっております。

入札に当たりましては、去る1月20日に事後審査型一般競争入札を行い、町内業者2社を含む3社で入札を行った結果、株式会社アラタ工業が9,730万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の1億703万円となっております。

参考までに、2番札は高橋建設株式会社の9,800万円でした。

以下、議案を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

議案第4号をごらんください。

議案第4号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約の締結について。

南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約金額、1億703万円。

4、契約の相手方、空知郡上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業、代表取締役 荒田陽史。

5、工期、契約の日から令和4年1月31日。

以上、議案第4号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約締結の件についての説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これから議案第4号について、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を終了いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって議案第4号南部地区土砂流出対策工事(ベベルイ川)(R2国債)請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 閉会中の継続調査申し出について

○議長(村上和子君) 閉会中の継続調査申し出について、を議題といたします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、委員会において別紙配付の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(村上和子君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和3年第1回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午前11時33分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和3年1月29日

上富良野町議会議長 村上和子

署名議員 元井晴奈

署名議員 北條隆男